

令和8年度

特別徴収のしおり

鹿児島県志布志市

▼問合せ先

志布志市役所 税務課 課税グループ(市民税担当)

住所 〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

電話 099(472)1111(代表)

FAX 099(472)1336

メールアドレス kazei1@city.shibushi.lg.jp

特別徴収義務者 様

市県民税、森林環境税(国税)の特別徴収について

市県民税、森林環境税の特別徴収事務につきましては、格段のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市県民税、森林環境税の特別徴収について、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項の規定に基づき貴事業所を特別徴収義務者として指定させていただき、特別徴収をお願いすることになりました。

つきましては、ご多忙のこととは存じますが、「特別徴収のしおり」をご覧ください、特別徴収事務についてご協力賜りますようお願い申し上げます。

鹿児島県志布志市長

● 特別徴収とは

事業主(給与支払者)が従業員(給与所得者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引きし、納入していただく制度です。

法令の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業所は、原則として特別徴収することが義務づけられています。

鹿児島県と県内市町村ではすべての事業所を特別徴収義務者に指定することとなっております。

● 従業員の皆様のメリット

金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。

普通徴収が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの負担が少なくてすみます。

複数の会社で勤務している方は、原則としてすべての給与収入を合算して1か所での特別徴収となりますのでご了承ください。

● 事業所の皆様のメリット

税額の計算は市が行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする必要はありません。

従業員が常時10人未満の場合は、市町村の承認を受けたうえで、年12回の納期を2回とすることができます。

はじめに

● 納税義務者のご確認

別紙の通知書に記載されている納税義務者が、特別徴収できるか確認をお願いします。
退職等されている方や、転勤になった方など、特別徴収できない方が記載されている場合には、至急「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

また、就職等により、記載されていない方で特別徴収できる方がおられましたら、「特別徴収に係る給与所得者新規申出書・特別徴収義務者新規申出書」の提出をお願いします。

● 納付について

納入書の裏面に記載のある金融機関にて納付してください。

私製の納入書及び金融機関の口座振込利用をされている事業所等には送付しておりません。

九州外のゆうちょ銀行で納付される場合は、添付の「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書」に最寄の郵便局名及び日付を記載のうえ、納入書と一緒に持参してください。

● 口座について

基本的な納付方法は納付書による納付、eLTAX によるダイレクト納付ですが、どうしてもこの方法で納付できず、市の口座に直接納する場合は、連絡の上、下記口座にお振込みください。

市町村コード	462217
金融機関名	そお鹿児島農業協同組合 志布志支店
預金種目	普通
口座番号	0008300
口座名義人	志布志市会計管理者

特別徴収事務の取扱いに際してのお願い

● 各月の納入税額について、他の月で増額・減額調整する場合には、ご連絡ください。

● 納税義務者が退職や転勤等した場合、異動届を提出されないと、異動者の特別徴収税額が貴事業所の税額に残ったままとなり、本来納入義務のない税額が未納扱いとなり、督促状の発送等が行なわれることとなりますので、必ず提出してください。各種様式については志布志市 HP からダウンロードできます。

● 令和元年 10 月から「地方税共通納税システム」が始動しています。「地方税共通納税シ

システム」において納税される事業所で次年度以降の納入書が不要である場合は、ご連絡ください。

(URL)<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/>

● 給与支払報告書の提出について

○特別徴収義務者は、毎年1月1日現在給与を受けている者に係る給与支払報告書を、1月31日までに市町村長に提出しなければなりません。(地方税法第317条の6第1項)

○上記によって給与支払報告書を提出後4月1日現在で、給与の支払を受けなくなった納税義務者があつたら、4月15日までに給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書を提出しなければなりません。(地方税法第317条の6第2項)

○上記に係る様式については、ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

お知らせ

- 給与支払報告書を光ディスク等により提出する特別徴収義務者へは、特別徴収税額通知を書面にて送付します。この場合、電子データでの受け取りは選択できませんのでご注意ください。また、電子データによる税額通知を希望する場合は eLTAX をご利用ください。eLTAX での提出については前記「地方税共通納税システム」をご確認ください。

光ディスク等により提出する場合の規格等についてはこちら

(URL)https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html

特別徴収の事務処理

● 市県民税、森林環境税の特別徴収について

特別徴収には、市から送付される市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書により、給与支払者が給与を支払う時に差し引いて納入するものと、退職手当等を支払う時に支払者が退職所得に係る住民税を差し引いて納入するものがあります。

市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)は、各個人(納税義務者)に交付してください。

● 特別徴収税額の徴収と納入について

給与支払者(特別徴収義務者)は、通知のあった市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)に基づき、6月から翌年5月までの12ヶ月間、給与所得者の給与の支払いをする時に、通知された月割額を給与から徴収し、事業所に在籍する納税義務者全員分を翌月の10日までにまとめて納入してください。

徴収した税額を納入する場合は、その月の納入書をご使用ください。

● 納税義務者が異動したとき

税義務者が退職、転勤等した場合には、異動した月の翌月10日まで(20日までの異動の時は、異動月の末日まで)に「給与所得者異動届出書」を提出してください。

特別徴収の給与支払報告書提出後、4月1日までに退職等の異動があった場合は、4月15日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。

● 特別徴収となっている方の住所が変更になった場合

市県民税・環境税は、1月1日現在の住所があったところで、1年分課税されますので、住所が志布志市以外に変わっても、その年度分は志布志市で課税されます。

▼ 退職、休職等の場合 記載例1 記載例2

退職等により特別徴収できなくなった未徴収税額の徴収は、次の区分により残税額を超える給与又は、退職手当等が支給される場合に一括徴収となります。

《残税額の一括徴収にご協力ください》

退職等の月日	残税額の徴収方法
6月1日～12月31日	普通徴収又は一括徴収(本人の選択による)
1月1日～5月31日	一括徴収(原則) ※1月以降の退職については、地方税法で一括徴収が義務付けられています。本人の申出は不要です。

▼ 転勤の場合 記載例3

転勤等により勤務先が変わり、引き続き特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先に特別徴収継続の旨を伝え、月割額、徴収開始月を連絡して、異動届出に、新しい勤務先の住所、名称、及び新しい勤務先での特別徴収開始月を記載して、市に提出してください。

▼ 就職等による特別徴収への切替 記載例4

就職をされて、特別徴収を開始する方がいらっしゃった場合は、「特別徴収に係る給与所得者新規申出書・特別徴収義務者新規申出書」を提出してください。その際には、徴収可能な月を必ず記載してください。

● 特別徴収義務者の所在地名称等・送付先変更 記載例5

特別徴収義務者(事業所)の所在地、名称、送付先に変更があった場合は、速やかに「特別徴収義務者の所在地名称等・送付先変更届出書」を提出してください。

● 特別徴収の納期の特例について 記載例6

特別徴収義務者の事務負担を軽減するため、給与の支払を受ける人が常時 10 人未満の事業所を対象に納期の特例の制度を設けています。納期の特例が承認されますと、月々給与等から徴収した市県民税、森林環境税を年 2 回で納入することができます。承認については申請月以降となりますので、月の 10 日頃までに「特別徴収の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。

納期は 6 月分から 11 月分までは 12 月 10 日まで、12 月分から 5 月分までは 6 月 10 日まで(金融機関等の休業日にあたる場合は次の営業日)となります。

▼ 2年目以降の取り扱い

前年度に納期の特例の適用を受けている場合は、申請書を再度提出する必要はありません。

▼ 特別徴収の納期の特例の要件を欠いた場合について 記載例7

納期の特例の適用を受けている事業所で、給与等の支払いを受ける人が常時 10 人以上となった場合は、速やかに「特別徴収の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。その他、納期の特例の承認を取り下げる場合も、届出書を提出してください。

● 特別徴収税額の変更について 記載例8

当初特別徴収税額の通知をした後、税額に変更があった場合には、変更通知書を送付いたしますので、変更後の月割額に注意して、変更後の月割額の徴収をお願いします。なお、

その場合でも、**変更後の納入書は新たに送付しておりません(※紛失等で納入書が手元にない場合のみ再発行いたします)**ので、当初送付しました納入書の税額を変更して使用ください。なお、納税義務者用の通知書は、納税義務者の方にお渡しください。

変更通知書の中で納入済月に遡って減額となった方がいらっしゃる場合は、後日、本人宛に払戻しの通知をいたします。

● 督促

納期限までに税金を完納されない場合、延滞金が発生する場合があります。

なお、市が督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに税金等を完納されない場合は、地方税法の規定に基づき滞納処分を受けなければなりません。

また、志布志市は**令和5年3月 31 日以降の納期分については督促手数料を徴収していません**ので、間違えて納付されないようお願いします。

退職所得に係る市県民税の税額計算及び特別徴収

● 退職所得の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等に係る市県民税は、所得税の場合と同様に、他の所得とは区分して、退職手当等の支払われる月に退職手当から差し引いて(特別徴収)ください。

● 税額の計算方法(計算例を参照)

① 退職所得控除を求めます。

勤続年数 ※1年未満の端数がある場合は切り上げ	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)
障害による退職の場合	上記控除に100万円加算

② 退職所得の金額を求めます。(退職所得の金額は、千円未満切捨て)

(退職所得等の収入金額-退職所得控除)×1/2=退職所得の金額

③ 税額を求めます(100円未満切捨て)

退職所得 の金額	×	税 率		=	税 額	
		市民税	県民税		市民税	県民税
		6%	4%		(A)	(B)

計算例

・ 退職手当等の収入金額11,000,000円、勤続年数20年8ヶ月の場合

① 退職所得控除を求めます。

勤務年数は、21年(端数切上げにより)であり、20年以上で障害によるものではないため 800万円+70万円×(21年-20年)=870万円

② 退職所得の金額を求めます。(退職所得の金額は、千円未満切捨て)

(退職手当等の収入金額-退職所得控除額)×1/2=退職所得の金額

(11,000,000円-870万円)×1/2=1,150,000円

③ 税額を求めます(100円未満切捨て)

1,150,000円	×	税 率		=	税 額	
		市民税	県民税		市民税	県民税
		6%	4%		69,000円	46,000円

● 退職所得に係る市・県民税を納める場合

▼ 特別徴収した退職手当等に係る市県民税は、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

▼ 納入書は、通常の手元振替、森林環境税特別徴収の納入書を使用してください。

▼ 6月から翌年5月までの納入書で納める場合

納入書の「納入金額(1)」の欄に二重線を引き、「給与分」の欄に通常の給与分に係る税額を、「退職所得分」の欄に退職所得にかかる税額を記入し、「合計額」欄に合計の金額を記入して納入をお願いします。

▼ 予備の納入書で納める場合

納入書の「納入金額(1)」の欄に退職所得に係る税額を記入し、「退職所得分」の欄にも退職所得にかかる税額を記入し、「合計額」欄に合計の金額を記入して納入をお願いします。

記載例4 就職等による特別徴収への切替

特別徴収に係る給与所得者新規申出書・特別徴収義務者新規申出書

※ 該当する方を○で囲んでください。		1…中途就職・採用等により新規に特別徴収を希望される場合は下欄に必要事項を記入の上提出してください。調査し認めた場合は、市民税・県民税特別徴収税額通知書をお送りしますので、この月割額により徴収してください。			
1	給与所得者が新規	2…はじめて特別徴収義務者となる事業所はこの用紙に記入してください。特別徴収指定番号は、こちらで指定しますので記入しないでください。			
令和 8年 7月 20日		〒 899-0000	指定番号 90123456		
志布志市長 殿		住所 鹿児島県志布志市志布志町志布志0000番地	担当者		
(特別徴収義務者)		名称 代表者名 夏井観光ホテル	係 給与係		
		個人番号 又は法人番号	氏名 夏井 八郎		
			電話番号 () -		
給与所得者 (4名分記入できます)	フリガナ ヤマシゲ タロウ	年税額	個人の納付済額	特別徴収開始月	申請理由
	氏名 山重 太郎	50,000 円	期まで	8月 (9月 10日納付分) か	1. 本人希望 2. 7月 30日入社
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0				3. その他 ()
	1月1日の住所 志布志市有明町山重0000番地			現住所 志布志市有明町山重0000番地	
	フリガナ	年税額	個人の納付済額	特別徴収開始月	申請理由
	氏名	円	円	月 (月 日納付分) か	1. 本人希望 2. 月 日入社
	個人番号				3. その他 ()
	1月1日の住所			現住所	
	フリガナ	年税額	個人の納付済額	特別徴収開始月	申請理由
	氏名	円	円	月 (月 日納付分) か	1. 本人希望 2. 月 日入社
	個人番号				3. その他 ()
	1月1日の住所			現住所	
	フリガナ	年税額	個人の納付済額	特別徴収開始月	申請理由
	氏名	円	円	月 (月 日納付分) か	1. 本人希望 2. 月 日入社
	個人番号				3. その他 ()
	1月1日の住所			現住所	
※ 申出があった月の翌月初旬に、事業所に対し特別徴収税額の通知書を発送します。 → 月 日 までに電話連絡希望					
※ 事前に月割額を確認されたい場合は、ご連絡ください。					
※ 申出時に既に納期を過ぎている個人納付分については、原則として特別徴収に切り替えられませんので、速やかに納付するよう個人にご指導願います。					

開始月は確実に記載してください。
事前に本人が普通徴収で納入している期があれば、記載してください。

記載例5 特別徴収義務者の所在地、名称等変更の場合

特別徴収義務者の（所在地名称等・送付先）変更届出書

※ この届出書は、所在地名称等の変更と、書類等の送付先の変更との兼用の用紙になっています。どちらか変更のある方の口にチェックを入れ、必要事項を記入し提出してください。

年 月 日 志布志市長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 899-0000 鹿児島県志布志市志布志町志布志0000番地 田之浦ビル										指定番号	90123456	
		名称代表者名	尾野見病院										担当者	係	人事係
		個人番号 又は法人番号													
													電話番号	() -	

<input checked="" type="checkbox"/> 所在地・名称等の変更		※ 変更のある箇所のみ記載してください。 ※ 誤読を避けるため必ずフリガナをつけてください。										変更年月日	年 月 日
事項	変更前					変更後							
フリガナ													
所在地	鹿児島県志布志市志布志町志布志0000番地					鹿児島県志布志市志布志町安楽0000番地							
フリガナ													
方書 (ビル名等)	田之浦ビル					新橋ビル					変更する箇所に チェックを付け、変 更前と変更後の内容 を記載してください。		
フリガナ													
名称	尾野見病院					通山病院							
電話番号	(099) 000 - 0000					(099) △△△ - △△△△							
変更理由	<input type="checkbox"/> 名称変更 <input type="checkbox"/> 所在地変更 <input type="checkbox"/> 新設合併 <input type="checkbox"/> その他 ()												

<input checked="" type="checkbox"/> 書類等送付先の変更		※ 事業所の所在地と書類の送付先が異なる場合に記入して提出してください。									
送付先	住所	〒 899-0000 鹿児島県志布志市有明町野井倉0000番地									
	名称代表者名	通山病院 野井倉支所 給与担当課									
	担当者	係	給与係								
		氏名	野井倉 チヨ子								
		電話番号	() -								

記載例6 特別徴収の納期の特例を受ける場合

市・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書				
令和 年 月 日				
(あて先) 志布志市長				
申請者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	特別徴収指定番号	電話番号	()	
特別徴収税額の納期の特例について、志布志市税条例第 46 条の 2 の規定により承認申請します。				
特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分 (月 10 日納期分) 以後の特別徴収税額			
申請の前 6 月間の各月末の給与の支払を受ける者の人数及び各月の支払金額	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
本市徴収金の滞納及び納付又は納入の遅延の事実並びにその理由				
申請日前 1 年以内の納期の特例承認の取消の有無及び取消年月日	有 (令和 年 月 日取消) ・ 無			
備考				

項目に従い、各月の人数、税額を記載してください

※市処理欄	処理区分	却下の理由等	起案	令和 年 月 日	
	承認		決裁	令和 年 月 日	
			施行	令和 年 月 日	
却下	決裁	課長	課長補佐	係長	係

「※」欄は、記入しないでください。

記載例7

特別徴収の納期の特例の要件を欠いた場合

市・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件に 該当しなくなったことの届出書			
令和 年 月 日			
(あて先) 志布志市長			
申 請 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称	印	
	特別徴収指定番号	電話番号	()
特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことについて、志布志市税条例第 46 条の 4 の規定により届け出します。			
この届出書を提出する日における給与の支払を受ける者の人数	常時勤務者	人	
	臨時勤務者	人	
備 考			

項目に従い、各月の人数、税額を記載してください

【留意事項】

- ◆ この届出書を提出した場合には、その提出した月の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることになります。
※ 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、あらかじめ申請が必要となります。
- ◆ この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月 10 にまでに納入し、その後特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。
(例) この届出書を提出した日が 3 月の場合
12～2 月特別徴収分 → 4 月 10 日
3 月特別徴収分 → 4 月 10 日
4～5 月特別徴収分 ⇒ 翌月 10 日まで

※ 市 処 理 欄	電算処理	納入書	台 帳	その他参考となる事項

※「欄」は記入しないでください。

記載例8

【納入書の書き方】

- ・印字された額のまま納入される場合は、なにも記入せずそのまま納入ください。
- ・書き損じ等で予備の納入書を使用する場合は、「年月分」欄及び「納期限」欄を記入してください。
- ・前述のとおり、税額変更があった場合 **改めて送付はいたしません**が、**紛失等で納入書が手元にない場合のみ再発行いたします**ので、ご連絡ください。

【納入金額に変更があった場合】

- ・納入金額(2)の「給与分(一括徴収分を含む)」欄及び「合計額」欄に変更後の月割額を記入してください。
- ・給与分の一括徴収分を退職金から徴収する場合も、給与分の欄に記入してください。

納入金額を二重線で訂正し、納入金額を記載してください。

<p style="text-align: center;">鹿兒島県 志布志市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 公</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">市区町村コード 4 6 2 2 1 7</td> <td style="width: 33%;">口座番号 01750-9-960470</td> <td style="width: 33%;">加入者名 志布志市</td> </tr> <tr> <td>指定番号(事務所コード)</td> <td colspan="2">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td>納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。</td> <td>給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料</td> <td>納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>(2) 合計額</td> <td>合計額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(特別徴収義務者) 住所平 又は 所在地 氏名 又は 名称 殿 印</td> <td>領収日付 殿 印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり納収しました。(納入者保管)</p>	市区町村コード 4 6 2 2 1 7	口座番号 01750-9-960470	加入者名 志布志市	指定番号(事務所コード)	納入金額(1) 円		納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料	納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。	納期限	(2) 合計額	合計額	(特別徴収義務者) 住所平 又は 所在地 氏名 又は 名称 殿 印		領収日付 殿 印	<p style="text-align: center;">鹿兒島県 志布志市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書 公</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">市区町村コード 4 6 2 2 1 7</td> <td style="width: 33%;">口座番号 01750-9-960470</td> <td style="width: 33%;">加入者名 志布志市</td> </tr> <tr> <td>指定番号(事務所コード)</td> <td colspan="2">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td>納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。</td> <td>給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料</td> <td>納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>(2) 合計額</td> <td>合計額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(特別徴収義務者) 住所平 又は 所在地 氏名 又は 名称 殿 印</td> <td>領収日付 殿 印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり納入します。(金融機関保管)</p>	市区町村コード 4 6 2 2 1 7	口座番号 01750-9-960470	加入者名 志布志市	指定番号(事務所コード)	納入金額(1) 円		納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料	納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。	納期限	(2) 合計額	合計額	(特別徴収義務者) 住所平 又は 所在地 氏名 又は 名称 殿 印		領収日付 殿 印	<p style="text-align: center;">鹿兒島県 志布志市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 公</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">市区町村コード 4 6 2 2 1 7</td> <td style="width: 33%;">口座番号 01750-9-960470</td> <td style="width: 33%;">加入者名 志布志市</td> </tr> <tr> <td>年月分</td> <td>指定番号(事務所コード)</td> <td>納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td>納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。</td> <td>給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料</td> <td>納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>(2) 合計額</td> <td>合計額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(特別徴収義務者) 住所平 又は 所在地 氏名 又は 名称 殿 印</td> <td>領収日付 殿 印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり通知します。(志布志市保管)</p>	市区町村コード 4 6 2 2 1 7	口座番号 01750-9-960470	加入者名 志布志市	年月分	指定番号(事務所コード)	納入金額(1) 円	納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料	納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。	納期限	(2) 合計額	合計額	(特別徴収義務者) 住所平 又は 所在地 氏名 又は 名称 殿 印		領収日付 殿 印
市区町村コード 4 6 2 2 1 7	口座番号 01750-9-960470	加入者名 志布志市																																													
指定番号(事務所コード)	納入金額(1) 円																																														
納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料	納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。																																													
納期限	(2) 合計額	合計額																																													
(特別徴収義務者) 住所平 又は 所在地 氏名 又は 名称 殿 印		領収日付 殿 印																																													
市区町村コード 4 6 2 2 1 7	口座番号 01750-9-960470	加入者名 志布志市																																													
指定番号(事務所コード)	納入金額(1) 円																																														
納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料	納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。																																													
納期限	(2) 合計額	合計額																																													
(特別徴収義務者) 住所平 又は 所在地 氏名 又は 名称 殿 印		領収日付 殿 印																																													
市区町村コード 4 6 2 2 1 7	口座番号 01750-9-960470	加入者名 志布志市																																													
年月分	指定番号(事務所コード)	納入金額(1) 円																																													
納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料	納入金額 納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。納期限を過ぎると納められません。																																													
納期限	(2) 合計額	合計額																																													
(特別徴収義務者) 住所平 又は 所在地 氏名 又は 名称 殿 印		領収日付 殿 印																																													

